

開かれたアーカイブズを目指して ～山口県文書館の場合

山口県文書館 やまぐちけんもんじょかん

「開かれたアーカイブズを目指して」というテーマを戴いていますので、当館で取り組んできたことのいくつかについて、羅列的に御紹介します。

1. 一般の方々に対して「開く」

1.1 中国四国地区アーカイブズウィーク

「アーカイブズウィーク」は「公文書館法」の施行（昭和63年6月1日）を記念し、文書館の業務に対する理解を広め、アーカイブズの保存・活用の促進を目的として、毎年6月1日を含む一週間に、中国四国地区の文書館施設等が共同して、様々な行事を開催するものである。全体のとりまとめは当館であるが、運用は参加施設等の独自の取り組みに任されている。当館でも、普及事業の中心に位置づけている。

当館では、「アーカイブズ展示」「歴史探究講座」「ギャラリートーク」「文書館書庫見学ツアー」「文書館を使ってみよう！」「アーカイブズ歴史小話」など、当館の活動と特色を紹介する多彩な内容で構成している。

このイベントは、開館40周年となる平成10年度に「文書館ウィーク」としてスタートし、平成13年度からは「文書館デイズ」にリニューアルして継続し、さらに平成18年度からは中国四国地区の文書館施設等の協力を得、「中国四国地区アーカイブズウィーク」として、広域の共同開催事業に発展した。今年度で第8回を数えるにいたっている。

過去のテーマは、「天下人と毛利氏～戦国のアーカイブズ～」「ポスター・写真・映像に見る昭和のやまぐち～昭和38年山口国体のころ～」「絵図と古文書で歩く萩往還」「山口県災害記ー過去

の記録に学ぶー」などで、いずれもその時々の中の話題・関心に添ったものや、県政に関連したものとなっており、すべて館蔵資料を使用している。

この8年間で延べ9,000人の方々に参加いただき、当館の存在と活動を着実にPRすることができている。

また、企画運営を通して様々な情報が寄せられるとともに、館員も今まで気づかなかった館蔵資料の新たな価値を発見するなど、相乗効果も大きい。当事業は単なる普及事業ではなく、館全体のレベルアップにつながる事業である。



アーカイブズウィークのポスター（上、昨年度）とウェブサイト上での周知（下、今年度）

1.2 古文書講座

当館では、県民向けの古文書講座として、入門・専修・実践の3つの講座を開設し、いずれも月1回（第2・4土曜日）、年10回、各回2時間ほどの講座を行っている。講師は当館の専門研究員が分担して務めている。

古文書講座は、古文書を読み解くための基礎的な知識を習得してもらう機会を提供するものだが、同時に、この場を通じて、県民の皆さんに歴史資料保存の大切さや山口県の歴史・文化について関心を高めてもらうこと、また、当館の活動に対し理解を深めてもらうことを意図している。

3つの講座の内容は以下のとおり。

【古文書入門講座】

これから古文書を学んでいこうとする方々を対象に、古文書の基礎的知識の習得を目指す講座。

比較的きれいなくずし字をテキストに選び、古文書の基礎知識を学び、慣用的な表現、変体仮名などに慣れながら、楽しく古文書解読を進めてもらうことを目標としている。定員30名。

【古文書専修講座】

入門講座を終え、古文書の基礎的知識を習得された方々を対象に開催する講座。

テキストは入門講座より難化するが、文書の内容や文書が作成された時代背景など、より深く古文書を理解してもらうことを目指している。

なお、入門講座や専修講座では、単に古文書を読むことに止まらず、実際にナマの文書を見てもらったり、文書の取り扱い方を学ぶ機会を設ける場合もある。定員36名。

【古文書実践講座】

入門講座、専修講座を受講された方が、古文書を学ぶ次のステップとして、3年前に開講した。

入門講座、専修講座が講師による講義形式で進めるのに対し、実践講座は、受講生が3班に分かれ、自主的に古文書解読を進めていく形をとる。館員はサポート役に廻り、受講生主体で講座を進める。積文の作成も受講生が分担して行う。

講座終了後は、受講生が作成、及びデータ入力した積文をベースに簡単な資料集を作成し、当館

のウェブサイトで開催しているが、資料集の作成は、現時点では館員が行っている。定員21名。



古文書実践講座の風景（上）とテキストの旅日記（下）

古文書講座は、当館が20年以上前から行っている普及活動のひとつで、毎年多くの受講希望者がある。会場の都合上、受講人数を抽選で絞らざるを得ず、多くの受講希望にどう応えるかが課題となっている。

古文書講座は、県民の皆さんが古文書を学ぶ場であることは言うまでもないが、それに終わらせず、当館のPRの場、あるいは、当館が所蔵する歴史的な文書記録の魅力をアピールし、県民の皆さんの力を借りながら、新たな歴史的情報を掘り起こし発信する場として、積極的に位置づけていくことが必要と考えている。

1.3 ウェブサイトを使った情報発信

【ウェブサイト構築の経緯】

以上のような各種行事の案内をはじめ、様々な情報を発信する上で、当館の欠かせないツールとなっているのがウェブサイトである。

当館ウェブサイトは、平成8年から山口県庁ウェブサイトの一部として始まり、平成14年度に所蔵文書検索機能を有する単独のサイトとして新たに構築したものであり、平成23年度に大幅にリニューアルし現在に至っている。



当館のウェブサイト (http://ymonjo.ysn21.jp/)

【ウェブサイトの内容】

当館ウェブサイトは、コンテンツを「山口県文書館について」「文書を探す方へ」「教育に携わる方へ」「保存に携わる方へ」「デジタルアーカイブ」に大別して配置している（下表「当館ウェブサイトの構成」参照）。

「山口県文書館について」は館の歴史や業務、刊行物など館の基本的な情報を、「文書を探す方へ」は所蔵文書の概要や検索機能、さらに利用案内や調査のコツなど、閲覧利用の手助けとなる内容を配置している。また「教育に携わる方へ」は主に小中高の学校教員を対象とし、『アーカイブズガイドー学校教育編ー』（後述）や施設見学の案内などをまとめている。「保存に携わる方へ」は文書・記録保存を目的とする公文書館・文書館、さらに県内市町の文書主管課職員や文化財主管課職員向けの情報を配置している。「デジタルアーカイブ」は資料画像をまとめたものであり、ネット上で気軽に古写真や古絵図などの資料を見ることができる。

また吉田松陰自賛肖像など、写真掲載の要望が数多く寄せられる画像については、ダウンロード専用ページを設け、便宜を図っている。

このように多様な情報の中でも中心となるのは所蔵文書の検索機能である。平成23年度のリニューアルにより、検索対象は簿冊単位（約230,000件）にとどまらず、文書群（383件）、件名（約25,000件）まで拡大した（平成25年9月現在）。

キーワードを入力して関係文書を抽出する「簡易検索」の他にも、文書群の説明を読みすすめて絞り込む「階層検索」も可能となっている。また新収文書のデータについても定期的に追加している。



当館ウェブサイトの構成

2. 学校教育に対して「開く」

2.1 授業で使える文書館活用講座

本講座は学校教員を対象にした講座で、当館への理解を深め、授業等で当館の所蔵資料を活用してもらうことを目的としている。

毎年8月上旬に4日間の講座を行う。平成4年度の開始以来、375名が受講した。平成24年度からは、授業での活用を前面に出すため、名称を「古文書活用講座」から「授業で使える文書館活用講座」へ変更し、講座内容も古文書解読中心から学校教育での活用をより重視した内容へ組み替えている。

小学校、中学校、高等学校、総合支援学校の各校種からの参加があり、教科も社会科をはじめ各教科にわたっており、「総合学習」担当の先生方も多い。また、当館を初めて使うという先生方が大半である。

今年度の講座内容は以下のとおり。

初日は開講式に続き、当館の概要説明ならびに書庫見学。書庫見学は6月のアーカイブズウィーク期間中にも一般向けに実施しているが、ここでは授業での活用を意識しながら案内している。

「資料の探し方や活用方法を学ぼう」の講義では、「アーカイブズガイドー学校教育編ー」（後述）で取り上げた資料の実物を前に、授業でどのように活用できるかについてディスカッションした。



2日目は「古文書の基礎を学ぼう」「古文書を読んでみよう」「絵図・地図の基礎を学ぼう」「絵図・地図を見てみよう」の各講義を行い、館蔵資料についての理解を深めた。

3日目の午前中は「絵図を片手に街を歩こう」と題したフィールドワーク。絵図の複製を手に、絵図に描かれた情報を読み解きながら現地を歩くもので、学校教育現場での活用方法の一つとして、毎年実施している。参加者からは「見慣れた街を新鮮な目で見直すことができる」と好評である。



3日目の午後からは「授業で使える資料を実際に集めてみよう」と題し、資料閲覧の演習。各自のテーマに沿って資料を検索・閲覧し、その資料を使ってどのような授業が可能かについてレポートを作成。専門教科の異なる先生方が、現場の視点を生かしながら教材の掘り起しに取り組まれる。

最終日の午後には、各自が集めた資料の情報を共有するための、プレゼンテーションの時間を設けている。

計4日間の講座であるが、当館について認識を深め、資料活用の手ごたえを感じてもらいたい機会となっているように思われる。今後は、参加された先生方から、現場での実践をフィードバックしていただき、情報交換ができればと思う。また、多忙化等により「講座に興味はあるが参加できない」という声も聞かれることから、学校教育現場のニーズに合った講座となるよう、さらに工夫を重ねていく必要があると考えている。

2.2 「山口県文書館所蔵アーカイブズガイド

ー学校教育編ー」の作成について

当館では、平成22年度から、館蔵資料の中から授業等で使いやすい資料をピックアップし解説を付けた資料集「山口県文書館所蔵アーカイブズガイドー学校教育編ー」の作成に取り組んでいる。

活用講座に参加した先生などからの、「文書館の資料を授業で使いたいが、資料の掘り起こしには時間がかかる。文書館の側から情報提供して欲しい」「授業等で活用しやすいように、難しい資料には読み下しをつけるなど、解りやすい形で資料紹介をして欲しい」といった要望を受け、当館から学校教育現場への支援の一つとして作成を開始した。その際、すでに資料集を出されている群馬県立文書館、栃木県立文書館などの事例を参考にさせていただいた。



編集の基本姿勢は、

- ・日々の授業で理解の助けになる資料を紹介し、授業で活用されることを目指す

改まった特別な授業ではなく、普段の授業の中で活用できる資料を紹介するという趣旨で、実際

に使われる場面を想像しながら資料をピックアップしている。学校教育での活用という観点で館蔵資料を横断的に捉えなおすこの取り組みは、当館の側でも所蔵資料の魅力を再発見する良い機会となっている。

・軸足を中学校の歴史の新学習指導要領に置く

新学習指導要領は小学校では平成23年度、中学校では24年度から完全施行され、高等学校でも25年度の第一学年から学年進行で実施されている。作成にあたり、各段階での歴史学習の中身(学習指導要領)を検討した上で、中学校の歴史学習を軸とし、各トピックを教科書の項目とリンクさせ、日々の授業での活用の利便を図った。また小学校や高等学校でも活用できるように、解説を工夫するよう努めている。

・古文書が読めなくても活用しやすい資料をなるべく選び、教科書に即した平易な解説とする

館蔵資料の多くはくずし字で書かれているが、古文書解読は学習支援をする教師の側にとっても学習者にとっても高い壁である。なるべく視覚に訴える資料をピックアップし、活用にあたって理解が難しいと予想される場合は、可能な限り解説の記述でその不便を補う工夫をしている。

・継続的な取り組みとする

この試みは、一過性のものとして終わらせるのではなく、少しずつでも継続的にデータの蓄積を進めていくこととした。

以上のような基本的な姿勢により、これまでに102のトピックを作成し、その成果は『山口県文書館研究紀要』38号～40号ならびに当館ウェブサイトに掲載した。また学校への普及を図るため、抜刷を県・市町教育委員会、各学校、山口県高教研社会科部会などに配布した。

今後は、順次トピックの数を増やしていくとともに、活用される先生方との意見交換の機会を探り、より一層、学校現場のニーズに合った資料集にしたいと考えている。

3. 行政機関や地域との連携

3.1 歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議

当館では平成22年度から「歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議」を開催している。

この会議は平成23年4月1日の「公文書等の管理に関する法律」（「公文書管理法」）施行を契機に、県と市町が保管する公文書および地域に伝存する文書記録類の保存活用に関して連絡と協調を図ることを目的として開始し、既に3回を数えた。対象は県及び市町の文書主管課・文化財保護主管課職員、図書館、市町史編纂室等の関係機関職員としている。

内容は、当館職員による全国的な動向及び当館の取り組み報告（第1回）、市町の取り組み報告及び県の実務紹介（第2回）、県外の最新事例の紹介及び地域の文書記録類保存に関する情報交換（第3回）というように、県内外の取り組み報告をもとに、市町と協議を行っている。平成25年度も11月に第4回の会議を開催する予定である。



第3回会議（平成24年11月1日開催）の状況

このように当館では近年、市町との連携を深める取り組みを行っているが、会議開催以前にも、市町村合併に伴い公文書の安易な廃棄や散逸を防ぐため、平成16年5月に市町村職員を対象とした研修会を開催し、また、平成16～18年度の3か年、県下の全市町村を対象に、市町村役場文書の保存管理状況調査を行った。これらの成果は、『山口県

内市町村役場文書保存状況調査報告書』（平成19年3月）にまとめており、現在の取り組みはこれらの延長線上にあるといえる。

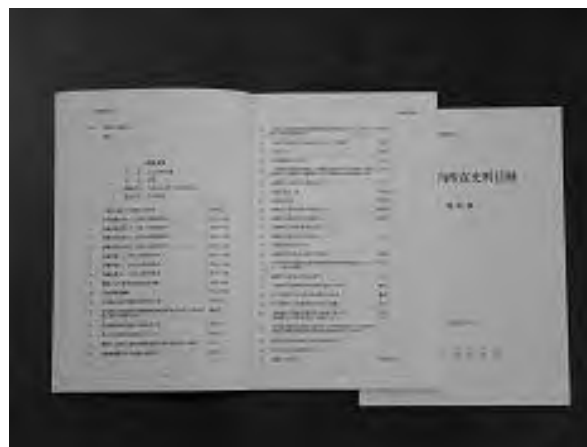
3.2 地方調査員制度

「山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与する」（山口県文書館条例）ために設置された当館は、公文書のみならず歴史的な文書の調査、収集、保存を主要な任務としている。

そのためには、各地に散在する文書の所在状況を把握することが必要であることから、昭和46年度に、県内各地に居住して文書の所在に精通する適任者を「地方調査員」として委嘱し、彼らを通じて文書の所在を確認する制度を発足させた。

調査員は把握した情報をもとに、実際に文書の所在地におもむき、仮目録を作成し、保存措置を講じる。この作業には必要に応じて文書館の職員が加わることもある。

これまでの40年以上に及ぶ取り組みの中で、約960家、約71,000件の文書の所在を確認し、それらの大部分は『山口県内所在史料目録』1～34集に収載されている。この所在確認調査をきっかけに、当館に文書が寄贈・寄託された例も少なくなく、その成果は、現在進行中の県史編さん事業での文書調査に際しても大いに活用されている。



山口県内所在史料目録